

表2 29年度河川水質(BOD)測定値(mg/l)

場所(河川)	平均値	環境基準
① 古城橋(国近川)	1.6	8
② 有明橋(国近川)	0.5	8
③ 鶴吉公民館(長尾谷川)	1.4	8
④ 神寄川上流	0.6	8
⑤ 西沼寺前(神寄川)	1.4	8
⑥ 夫婦橋(長尾谷川)	4	8

表3 29年度海域水質(COD)測定値(mg/l)

場所(海域)	平均値	環境基準
① 内港	4.35	3
② 新立海岸北	2.2	2
③ 新立海岸南	1.9	2
④ 塩屋海岸北	1.6	2
⑤ 塩屋海岸南	1.85	2

■用語解説

**硫黄酸化物**…硫黄と酸素の化合物。刺激性の強いガスで、目に刺激を与え呼吸機能に影響を及ぼす。  
**生物化学的酸素要求量(BOD)**…河川の汚染状態を示すもの。数値が大きいほど水質が汚濁している。一般的に魚が息できるのはBOD 5mg/l以下だとされている。  
**化学的酸素要求量(COD)**…湖沼・海域の汚染状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質が汚濁している。

▼**大気環境**  
 大気の汚染は、工場などから発生するばい煙や、自動車から排出される汚染物質などによって起こります。町は毎月1回、4カ所で硫黄酸化物を測定しています。29年度は、いずれも基準を大幅に下回っていました(表1)。

▼**水環境**  
 水環境の汚濁は、工場や家庭などから排出される汚水により起こります。町は、河川で年4回6カ所、海域で年2回5カ所、水質調査を行っています。河川は全て基準値以下でしたが、海域は一部で基準値を超えていました(表2・3)。  
 美しい水環境を守るため、引き続き水質状況を監視していきます。  
 町民課生活環境係 ☎985-4117

表1 29年度硫黄酸化物測定値(ppm)

場所	平均値	環境基準
① 塩屋	0.002	0.04
② 本村	0.001	0.04
③ 徳丸	0.002	0.04
④ 北黒田	0.002	0.04

松前町の環境測定結果は？

空気や水の汚染度

▼工事実施場所



現在、町では北黒田、南黒田地区で公共下水道管渠工事を進めています。  
 本年度は、左図の場所の下水道管渠工事(緑色の部分)、舗装復旧工事(水色の部分)を予定しています。工事中は、通行制限などご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

下水道の供用開始区域は、町ホームページで確認してください。

上下水道課下水道工務係 ☎985-4231  
 上下水道課業務係 ☎985-4126



平成30年度 公共下水道工事の実施場所のお知らせ

下水道が整備された区域の皆さんへ 下水道の利用を始める前に

新たに下水道が整備された区域に土地を持っている人、土地の権利を持っている人は、「公共下水道の受益者」となります。

●受益者となったら

1回限り「受益者負担金」を支払う必要があります。本年度新たに受益者となった人には、7月下旬に「下水道事業受益者申告書」を郵送しています。内容を確認し、返送してください。手続き完了後、土地の面積に応じて負担金の額を決定し、8月中旬に納付書を郵送します。  
 ※負担金は、1㎡当たり350円で、1筆当たりの上限は15万円です。一括納付の場合、割引制度があります。

●下水道が使用できる状態になったら

雨水以外の排水は、速やかに下水道に接続する必要があります。浄化槽を設置している人は6カ月以内に下水道に接続し、汲み取り式のトイレの人は3年以内に水洗トイレに改造しましょう。

●家庭の排水を下水道に接続する工事を行うときは

町の指定工事店に申し込んでください。工事店の一覧は町ホームページに掲載しています。下水道整備後3年以内に行う接続工事は、工事費の融資を金融機関にあっせんし、町が利子を負担する制度があります。

上下水道課業務係 ☎985-4126

不法投棄は犯罪です

河川やごみ集積場で「不法投棄」が多発しています。「不法投棄」は犯罪です。懲役刑や罰金刑となる場合もあります。

●不法投棄者を見つけたら

発見日時、場所、投棄者の特徴、捨てられたごみの種類、投棄者の車のナンバーなど分かる範囲で伊予警察署(☎982-0110)に連絡してください。



●不法投棄を見つけたら

次の区分に応じて、連絡をしてください。①②の区別がつかない場合は、いずれかの窓口に詳細な場所を伝えてください。

- ① 県道・県管理河川 県中予地方局建設部 ☎941-1111(代表電話)
- ② 町道・町管理河川・公共用地 町まちづくり課・財政課 ☎985-2111(代表電話)
- ③ 産業廃棄物の不法投棄・野外焼却などの不適正処理 県循環型社会推進課 ☎0120-149-530
- 町民課生活環境係 ☎985-4117